

第2四半期との関係にも留意したい

減損会計の
会計処理ポイントEY新日本有限責任監査法人
公認会計士 武澤 玲子

玲子

【この章のエッセンス】

● 四半期においても年度と同様、資産のグルーピングが実態と乖離していないかに留意するとともに、グルーピングを変更する場合は、変更の合理性、適時性を慎重に検討する必要がある。

● 減損の兆候の把握にあたっては、資産または資産グループの使用範囲や方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせる意思決定の有無、経営環境の著しい悪化に該当する事象の有無に留意する。

● 四半期において減損の兆候が把握された場合、減損損失の認識、測定は年度と同様の方法で行うことになる。

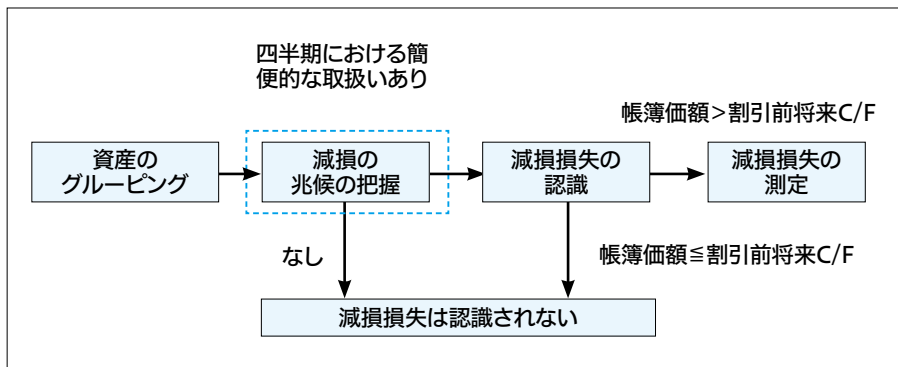
● 第1四半期に固定資産を減損処理した場合、第2四半期以降の会計処理は、減損後の帳簿価額を基に行われることになる。

減損会計のプロセスは図表1に記載のとおりであるが、四半期においては減損の兆候の把握について簡便的な取扱いが認められている。以下では、四半期における減損の兆候の検討を中心に、その他のプロセスについても、四半期における留意点を解説する。

四半期における
グルーピングの留意点

減損の兆候を把握するためには、その土台となるグルーピングを適切に検討する必要がある。また、特に

(図表1) 四半期における減損会計のプロセス



(出所) 筆者作成

第1四半期では、グルーピングの変更につながるような事実関係の変化が生じることが多いと考えられる。このため、以下ではまず、四半期における資産のグルーピングの留意点を解説する。

減損会計における資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされており、実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位を考慮してグルーピングの方法を定めるとされている(企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「減損適用指針」という)7項)。この取扱いは四半期も年度も同様である。

また、当期に行われた資産のグルーピングは、原則として、翌期以降の会計期間においても同様に行う(減損適用指針9項)とされているが、その一方で、資産のグルーピングは経営の実態が適切に反映されるように配慮して行う必要がある(減損適用指針7項)、事業の再編成による管理会計上の区分の変更やセグメンテーション方法の変更など、事実関係が変化した場合には、グルー